

# 京都府防災会議「地域防災の見直し部会」の結果概要

## (京都府防災会議専門部会)

### 1 開催日時

平成27年5月14日(木) 午前9時30分～午前10時45分

### 2 場 所

ホテル ルビノ京都堀川 地階「平安」

### 3 出席委員等

地域防災の見直し部会

林部会長、澤田委員、井合委員、牧委員、鈴木委員、笠原委員、小池委員、小野委員、伊藤委員

### 4 結果概要

#### (1) 協議事項

##### ① 関連事項報告

ア 京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン(案)について(資料1-1、1-2)

→ 京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン(案)を了承

(主な意見・質問)

- ・ 住宅耐震化率、家具固定率等の目標を達成するために、どのような施策をするのか。  
また、効率的に減災効果が見込める施策に予算をかける選択と集中が必要ではないか。
- 推進部会において議論を尽くして推進プラン案を作成した。御意見については関係部局等に周知し、毎年の進捗管理をしながら、必要に応じてしっかりと見直しをしていく。
- ・ 減災目標「死者を7割減少させる」は確かなのか。  
→ 絶対ではないが、国の被害想定等の計算方法を当てはめて算出したもので、常識的な数値と考えている。
- ・ 南海トラフ地震について、切迫性が高く広域的な被害が生じると想定されているが、関西広域連合が対応すべき問題であり府独自対策は難しいものの、戦略指針にどのように反映されているのか。  
→ 京都で最大の被害が想定される花折断層帯地震に備えた施策を掲げており、南海トラフ地震にも対応できる。また、京都BCPなど京都らしい対策もあるが、すべての部局が予防、応急対策、復旧・復興までの施策に関わってもらうため総合的な対策をまとめている。
- ・ 企業のBCP促進に当たって、行政の主導が必要ではないか。  
→ 行政と企業が連携する「京都BCP」に取り組んでおり、情報が欲しいという企業側からの要望を踏まえて、災害対策本部に企業相談窓口を設置し、行政として様々な情報を提供することとした。また、府内金融機関が連携して独自の取組を進めている。
- ・ BCPについては、農業や商業、工業など広い観点で取り組んでもらいたい。

イ 女性等、多様な視点での防災対策の取組について

→ 取組内容について了承

② 協議

ア 京都府津波浸水想定の設定について

→ 津波浸水想定の設定及び委員会の設置について了承

イ 京都府地域防災計画（一般計画編等）の修正について

→ 修正の考え方について了承

(2) 報告事項

① 高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定等について

② 原子力災害に係る広域避難要領について

③ 原子力災害対策指針の改正等について

(主な意見・質問)

・ 要配慮者の避難先施設や車両の確保状況はどうか。

→ 要配慮者の避難先施設については、府・市町村・医療団体・社会福祉施設団体等で構成する京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて施設種別ごとに確保しており、災害時に調整する。

車両については、UPZ内には約3,000人の福祉車両が必要な方がおられるが、府、市町村、国、社会福祉施設の所有車両を活用するほか、早急な車両確保が困難な場合に備えて、国の補助により施設の放射線防護工事を行い、一定時間は屋内に退避していただくことにより、要配慮者の安全を確保するよう努めている。

・ PAZの住民は、放射性物質が放出する前に避難するが、スクリーニング検査は必要か。

→ PAZの住民は、放射性物質が放出する前に避難したことが明らかであれば、スクリーニング検査は必要ない。ただ、スクリーニング済証明書がないと広域避難先の施設に入れないので、避難中継所でスクリーニングをする必要がない旨の証明書を発行するなどの運用を検討している。

④ 災害からの安全な京都づくり条例（仮称）の骨格案等について

(主な意見・質問)

・ 「宅地建物取引時における災害危険情報の提供に努める」とあるが、どのような取組なのか。宅建業法を上乗せして義務付けをするべきではないか。

→ 宅建の業界団体と調整しながら、宅地建物取引時にマルチハザード情報の内容を情報提供するようお願いしていくことを検討したい。詳細は、今後相談していく。

条例全体が「規制よりも誘導」という考え方であり、宅建業者が情報提供せざるを得ないような環境整備を目指していきたい。

・ 条例と戦略指針はどのような関係か。

→ 戦略指針・同プランは地域防災計画の下位計画として、主に府や防災機関の取組を掲げるもの。一方、条例では府の取組を規定するほか、府民自身の努力義務を規定するものである。